

令和6年度第1回千代田区障害者支援協議会

差別解消支援部会

—議 事 録—

日時：令和6年10月15日（火）18：29～19：59

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和6年10月15日(火) 18:29~19:59	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小池部会長
	千代田区障害者相談員	高橋委員、長谷川委員
	障害者及びその家族	清水委員、宮委員、大谷委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	森田委員
	事業者	的場委員、坂田委員
	就労支援関係者	村田委員
幹事	区職員	永見国際平和・男女平等人権課長 緒方障害者福祉課長
事務局	区職員	平澤児童・家庭支援センター発達支援係長 本橋障害者福祉課障害者福祉係長 小坂部障害者福祉課総合相談担当係長 加山障害者福祉課施設・就労支援担当係長

■議事録

<開会>

○小坂部総合相談担当係長 それでは皆さん、こんばんは。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

今日は、令和6年度第1回千代田区障害者支援協議会差別解消支援部会を開催させていただきます。

私、事務局担当の障害者福祉課総合相談担当係長をしております小坂部と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。以降、着座で話のほうをさせていただきます。

まず初めに、事務局を代表いたしまして、障害者福祉課長の緒方よりご挨拶を申し上げます。

○緒方幹事 では、改めまして、皆さん、こんばんは。障害者福祉課長の緒方でございます。

本日は皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、区の障害者福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜りまして、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

本日は、障害者支援協議会により下命を受けました差別解消支援部会でございます。また、本部会の部会長は、本協議会委員の小池委員にお願いしております。小池委員、どうぞよろしく願いいたします。

障害者差別解消法につきましては、令和6年4月1日より、これまで行政が課せられていました「合理的配慮の義務」が全ての民間事業者に対しても、「努力義務」から「義務」へ変更となりました。こうした法の動きを踏まえまして、本日の部会では、法の具体的な動向とともに、これまで区で相談などがありました「合理的配慮の提供」につきまして、事例を挙げまして検討できればと思います。

また、区としての周知を今後どのようにしていったらよいかなど、本部会の中で、委員の皆様からご意見などをいただきたいと考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 それでは、本日の部会につきましての事務連絡及び配付資料の確認をいたします。

本日の部会の内容は、議事録作成の関係上、皆様のご発言を録音させていただきます。机上のピンマイクが録音機という形となっております。あらかじめご了承ください。また、議事録に関しましては、後日、区ホームページに掲載させていただきます。

続きまして、本日配付しましたお手元の資料について確認をさせていただきます。

まず初めに、次第でございます。そして、資料1、令和6年度障害者差別解消法「合理的配慮の提供の義務化」について。資料2、令和6年度障害者差別解消法（合理的配慮関係）相談・対応事例。資料3、令和6年度障害者差別解消法の改正に係る千代田区の取組について。ここまで、不足などはありませんでしょうか。

続きまして、参考資料に移ります。

こちら、「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」というタイトルがついているこちら内閣府のリーフレットとなっております。ピンクの表紙となっております。続いて、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。こちら、同じく内閣府のチラシとなっております。こちら、青い表紙です。そして、障害者差別解消に関する普及啓発物の紹介。こちらは東京都が発行しているA4の1枚となっております。

続きまして、「心のバリアフリー」推進ハンドブック改訂版。こちらには、昨年度行われた差別解消部会で、一度配付をしております。今回新規に委員になられた方にのみ配付という形で、お席に用意しておりますので、ご了承ください。

そして、次第に委員名簿があります。次第には座席表を書いておりますが、本日、出席者等、席の変更等がありましたので、座席表は本日配付しておりません。委員名簿、及び机のネームプレートをご覧いただき、委員の方といろいろと意見交換などをしていただければと思っております。

ここまでで不足などはございませんでしょうか。

本日は、Zoomで参加されている委員の方がおります。Zoomでご参加の大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員 よろしく申し上げます。

○小坂部総合相談担当係長 よろしく申し上げます。

資料の不足などがございましたら、挙手をしていただければ、事務局の者が配付に参ります。

次に、本日の委員の出席状況をご報告いたします。本日の委員出席者数は、全11名中10名となっております。そのうち、大谷委員がオンラインでの出席となっております。また、本日の欠席は3名となっております。吉田幹事、松田係長の区職員と社会福祉協議会の川野委員となっております。

なお、本日の傍聴者はございません。0名となっております。協議会への意見などはございません。

今年度の差別解消部会の開催は、本日の1回と予定しております。本年6月4日に開催しました協議会全体会の中で、差別解消支援部会につきまし

ても、他の部会同様、下命をいただいております。委員の皆様につきましては、障害者支援協議会のメンバーですので、ご紹介は割愛させていただきます。

差別解消部会の部会長につきましては、小池委員にお願いをしております。議事に先立ちまして、小池部会長よりご挨拶をお願いいたします。

○小池部会長 皆様、こんばんは。差別解消支援部会の部会長を務めさせていただきます小池です。

今年度の障害者支援協議会につきましては、6月4日から開始されました全体会に始まり、その後、相談支援部会、そして今回の差別解消支援部会の開催となっております。差別解消につきましては、令和3年に一部改正されました「障害者差別解消法」について、合理的配慮の提供が民間事業者に対しても「義務化」されました。義務化後、千代田区において、この法に関係してどのような事例があったのか、どう対応してきたのか。また、義務化に区としてどのような取組を行っていくかなど、委員のみなさまからのご意見を伺いながら、進めてまいりたいと存じます。

本日は限られた時間の中ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからは、小池部会長に進行をお願いしたいと思います。

小池部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○小池部会長 それでは、議題に入らせていただきます。

まず初めに、議題(1)、「合理的配慮の提供の義務化」について、事務局より説明をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課の小坂部です。それでは、お手元の資料1をご覧ください。

まず、1の障害者差別解消法について説明いたします。

ここに出席の委員の皆様は、既にご存じかと思いますが、この「差別解消法」では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、合理的配慮の提供を求めている

るもので、障害のあるなしにかかわらず、共に生き、暮らせる社会を目指すことを目的とした「共生社会」の実現のための法律となっております。

本法律は平成 28 年 4 月 1 日より施行されており、既にこのときから、行政機関については合理的配慮の提供が義務化されていますが、千代田区におきましても、平成 27 年度からこの法律に対応していくため、区の職員に対する職員対応要領を作成し、法律の施行と合わせた形で執行するとともに、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について、区職員への周知を図ってまいりました。

そして、この表のとおり、今までこの合理的配慮の提供については、行政機関は義務化されておりましたが、民間事業者については努力義務とされてきました。それが今年の 4 月 1 日より、法律を根拠とした義務となりました。

こちらの表の下にあります※のところですが、※のところは実は大切なところでもありまして、こちら※1、民間事業者とは会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たち。そしてボランティア活動をするグループなども「事業者」となるということです。この辺りを覚えておきたいと思っております。

そして、※2、民間事業者の「合理的配慮の提供」については、令和 3 年に成立した改正法においても義務化され、政令で定める令和 6 年 4 月 1 日から施行されました。東京都では、これに先駆けて、「東京都障害者差別解消条例」において義務化されているということで、既に東京都に関しましては、この合理的配慮の提供に関しては、民間事業者に対して条例により義務化されているという点が、国の法律より先行して行われている状況だということです。

そして、2、合理的配慮です。こちらの合理的配慮に関しましては、この対応を実践していく上でとても大切な部分ですので、ここも一つ読み上げたいと思っております。

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められる。重過ぎる負担があるときでも、障害の

ある人に、なぜ負担が重過ぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切である。

ここの部分が、合理的配慮というところを考えていく上ではとても大切な部分ですので、ぜひ覚えておいていただければと思います。

資料 1 の下の〈参考〉に、リーフレットとチラシというところで 3 点記載してあります。先ほど、資料紹介のところの説明したものとなっております。こちら、リーフレット以外にも、周知としてポータルサイトとかそういうものを紹介なども記載してありますので、その辺りも参考にいただければと思っております。

事務局からは以上となります。

○小池部会長 ありがとうございました。

今、事務局から資料 1 についてご説明いただきましたが、本件について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

資料 1 は、障害者差別解消法が今年の 4 月 1 日から、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたということが施行されたという、そういうご説明でございました。もう皆さんご承知のこととは存じますが、特にご質問やご意見等ございましたら、次に移らせていただきます。

どうぞ。

○宮委員 真ん中辺に、※1、ボランティア活動をするグループなども「事業者」となるの範囲とか位置づけがちょっとよく分かりません。私もそうなのと、ちょっとどんなふうにかお聞きしたいんですけど。あとは、どこかを読めばいいのか。

○小池部会長 じゃあ、事務局からご説明いただけますか。

○小坂部総合相談担当係長 こちら、※1 にあります。こちらは「会社やお店など」というところで、「同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たち」と書いてあります。これに対して、ボランティアに関してですけども、こちらも同じ意思を持って、同じ活動を続けていくところで、そういう活動のグループが行う、障害者の方に参加してもらおうとかそういう際には、やはりこちらも事業者としての扱いとなるというところでありまして。そういうボラ

ンティア活動の中でも合理的配慮というのも行っていくことということを明記している部分となっております。

○宮委員 いや、違うの。じゃあ、うちに帰って、一応私もボランティア活動をしていて、さくらんぼの会というふうにして出ていますよね。

○小池部会長 はい。

○宮委員 じゃあ、帰って、こういうのができたのよと言って、何かがあったときはもちろん話合いをしたり、私の場合は保健所の人に相談したり、そういうことをしていますけど、別に義務とかやれとか、必要なことだとは思いますが、それが正しいのかどうか含めて、どんなふうに捉えたらいいのかが分からないので聞いているんです。合理的配慮の提供をなさいということでしょう。義務だから。

○緒方幹事 例えば宮さんの活動、例えば今日会議をしますとあって、車椅子の人がメンバーにいました。そうしたら、その人がさっとテーブル行けるように椅子をどかしてあげたりする。それは合理的配慮。そういうこともボランティアとかいうグループもやってくださいねという法律。

○小坂部総合相談担当係長 そうです。

○宮委員 普通に、私たちとしては……

○緒方幹事 そう。それはだから、もう宮さんたちが普通と思っていることが法律になりましたという、そういう話です。

○宮委員 ちょっとその辺の距離とか、それがよく分からないんですよね。もう一遍思い返して考えなさいと言われていたのか、グループの中で話合いをなささいと言っているのか。

ここに事例がいっぱい出ていますよね。私たちは特別にボランティアをしていても、ここに精神障害者への事例ということで、大判のプリントにいろいろ出ていますよね。そういうことが日常的に起こっているわけでもないから、勉強会でもしておきなさいとか、何かがあったら気をつけなさいという部分のことを言われているのか、その辺がちょっと分からないんですよ。

- 小坂部総合相談担当係長 まさにその活動の中で、障害者に対しての配慮を、それこそ一緒に活動していく仲間とか、新しく参加する方とか、そういうところを含めて配慮をしていってくださいというところです。
- 宮委員 いや、義務と書いてあるからね。何をもち、誰が誰に言っているのかなど。こういう話が出たよといって、読んでおいてと回覧で回すとか、そういうことではないですよ。ちょっとごめん。何をどういうふうにしたいのか、求められているのかをちょっと聞きたいなと思いました。
- 小池部会長 もう既に宮様のサークルではされていることだと思うんですね。だから今さら感があって、ちょっと違和感をお感じになっているのかもしれないんですけども、世の中には、宮さんのサークルのような合理的配慮のあるサークルばかりではないわけで。障害者差別解消法という法律があって、それで不当な差別の取扱いを禁止しましょうという、そういう内容の法律があるわけです。それで皆さん、障害のある方もない方も一緒に社会で生活するに当たっては、障害がある方に対して、全然障害がないと気がつかないこととかもあつたりして、そういうことがあると、それに参加するに当たって不都合があるので、参加しやすいようにしてくださいみたいな、そういうことがあつて。それは事業者のほうでそこら辺は配慮して、参加しやすいようにしましょうという、そういう法律があるわけです。それで、必ず合理的な配慮をしてくださいねと法律で義務化されたわけですね。それが今年の4月1日から施行になっています。
- 例えば私なんか、弁護士で個人事業主ですが、私も合理的配慮をしなければならぬ立場にありまして、例えば事務所の入り口に段差があるので、事務所においでいただくときには、段差で上がれなかったらお手伝いするので教えてくださいねと言ったりするのが、一応合理的配慮の一つの例かなと思つているんです。
- そういったことを義務として、もう法律で課されるようになったということで去年までは行政機関が義務化されていて、民間の事業者というのは努力義務でしたが、今回は民間の事業者も義務になって、この事業者というのはどういう範囲の人かということ、先ほど説明があつたように、個人事業主とか、あと実際に事業やってお金をもうけているとかそういうのに限らず、ボ

ランティア活動とかをしているグループも、この障害者差別解消法の事業者に含まれます、そういう法律です、という説明でございます。

○長谷川委員 いいですか。

○小池部会長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 やっぱり団体という、なかなか分かりづらいかなと思うんです。宮さんもおっしゃっていた、じゃあどうしたらというところを考えると、この資料1の4行目の「障害のある人から申し出があった場合に」というようなこと。この列の比較的障害者団体だったり関わっている人たちや福祉の方々にとっては、合理的配慮って既にもう分かっている状況ではあるんですけども、その中で、それでも知り得ない不都合というか障壁があったときに、申し出があったときに、じゃあそれを改善しましょうという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○小池部会長 おっしゃるとおりでよろしいと存じます。

○長谷川委員 ありがとうございます。

それで、もう一点いいですか。そういうところでは、先ほどおっしゃってくださった民間事業者のところ、なかなかほかの方々って分かりづらいところだと思うので、機会があればというか、12月の障害者週間とかで、こういう合理的配慮のパネルを作っていたりとか、リーフレットももちろんいつも並べていただいているところですけども、いま一度周知をしていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○小池部会長 ご意見をありがとうございました。

いかがでしょう。ちょっと事務局からどうぞ。

○緒方幹事 分かりました。障害者週間のときにも引き続き啓発を進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○長谷川委員 ごめんなさい、宮さん、何か私が途中から取ってしまっ。

○宮委員 そんなことない。

○小池部会長 すみません。宮さん、大丈夫ですか。

○宮委員 はい。

○小池部会長 難しいですね。

そうしたら、また進みながら、また後でご質問をいただいてもそれは全然構いませんので、先に進ませていただきます。

次に、議題（2）障害者差別解消法（合理的配慮関係）の相談・対応事例について、事務局より説明をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 それでは、三つ折り A3 判、こちらの資料 2 をご覧ください。

こちらは、令和 6 年度障害者差別解消法（合理的配慮関係）相談・対応事例となっております。今年度、令和 6 年 4 月から約半年の間に対応しました事例全 11 件をご紹介します。皆様と議論ができればと考えております。なお、事例について知り得た情報につきましては、皆様には守秘義務が課せられますので、その点はよろしくをお願いいたします。

ここにお示ししています項目のカテゴリーは、昨年度同様ではありますけれども、相談を受けて、初期対応をどのように実施したか、また、区や各施設、センターはどのように対応したか、最終的にどう対応したかを表記しているものとなっております。

報告する事例につきましては、障害者福祉センターえみふるが 4 件、障害者よろず相談「Light」が 2 件、就労支援センターが 2 件、障害者福祉課が 3 件の計 11 件です。報告は各担当のほうからお願いいたします。その際に、特に委員の皆様にご意見をいただきたいケースとかポイントなどがあればお伝えください。

～～事例検討～～

○小池部会長 ありがとうございます。

何かご意見とかご質問はございますか。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、議題（4）のその他で事務連絡等ございましたら、事務局よりご説明をお願いいたします。

○平澤児童・家庭支援センター発達支援係長 児童・家庭支援センター発達支援担当の平澤と申します。

昨年度、こちらの差別解消部会で、学校の先生たち、特に特別支援教育に限らず、先生たちにこういう合理的配慮とかを知ってもらうような研修をというお話をいただいています。合理的配慮のみの研修はなかなかしづら

いのですが、私ども児童・家庭支援センターでは、児童・家庭支援センターについて、あとは発達支援の取組等、そういうことを一般の先生にお話しする機会がありまして、今年も何度か先生たちの講習の中で、今日配付している内閣府さんの相談窓口とか、そのようなものをお配りして、どういう状況なのか正しく確認していただいて、どういう形で対応していくのがいいのかというのを先生にご報告というか、ご説明させていただいています。一応前回の受けというかお答えということで、継続してやらせていただきたいと思っておりますので、一番先に報告させていただきました。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いいたします。

○長谷川委員 すみません、先ほどハローワークさんと連携してとか、障害者の働き方改革というところで研修を行ってということでやっていただいてありがたいなと思いました。

就労支援センターさんのほうで、障害者雇用とかの研修会をよくやっていらっしゃって、事業者向けだったり、当事者向けだったりやっていただいているんですけども、またこの差別解消法、合理的配慮についての研修とか、改めてやる機会を設けていただけるのかどうか。今後もし予定があるようでしたら教えていただきたいと思います。

○村田委員 就労支援センターの村田です。貴重なご意見をありがとうございます。

差別解消法と合理的配慮に関しましては、ちょうど昨年度末、3月に一度ハローワークの方をお呼びして、開催をさせていただいたのが直近ではあるんですけども、法の改正とかいろいろあると思いますので、今後またそういったテーマを取り上げた講演会ですとか、企画をさせていただければと思います。

○長谷川委員 ありがとうございます。

あと、併せて障害者自体から、合理的配慮について、どういうことを言ってもいいのかが分からなかったりすると思うので、その聞き取りも含めて、いろいろと周知、研修等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○村田委員 ありがとうございます。今後の事業のほうでも活用させていただければ

- 緒方幹事 そうですね。おっしゃるとおり、これが駄目だ駄目だと言われるよりも、これをやってもらってよかったという声っていいと思います。
- 高橋委員 よく SNS とかに上げる人はいるんですけど、私はやっていないんですけど。こんなにすごいすてきなお店があったなとか、誰かに話したいとかもあるじゃないですか。でも、あんまりお店の名前を出すのはあれなので、そういうのを簡単に集められたらちょっといいかなと思いました。
- 緒方幹事 貴重なご意見をありがとうございます。何か今のご意見を踏まえた展開ができたらと思っています。ありがとうございます。
- 小池部会長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本日の議題につきまして全て終了いたしましたので、事務局にお戻ししたいと思います。お願いいたします。
- 小坂部総合相談担当係長 小池部会長、どうもありがとうございました。
それでは、本日の議題などが全て終了いたしました。
最後に、緒方障害者福祉課長のほうからお礼のご挨拶をお願いします。
- 緒方幹事 小池部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様も、本日はどうもありがとうございました。
今日、皆様から頂戴しましたご意見などにつきましては、差別解消法に係る区として、やはり様々な対応策ですとか、また区民の方々や事業者の方々の周知・啓発に反映させていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、本日の障害者支援協議会差別解消支援部会は、これで閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。